

四日市市告示第473号

四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年9月2日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱（令和3年四日市市告示第296号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助事業者)</p> <p>第2条 この要綱の補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市内において行う事業について<u>国の補助金の交付（通常枠、大規模賃金引上枠、卒業枠、緊急事態宣言特別枠及び最低賃金枠（いずれも中堅企業等を除く。）での交付に限る。）</u>を受けていること。</p>	<p>(補助事業者)</p> <p>第2条 この要綱の補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市内において行う事業について<u>国の補助金の交付（通常枠（中堅企業等を除く。）、卒業枠及び緊急事態宣言特別枠での交付に限る。）</u>を受けていること。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)